

令和元年度 埼玉県立小川高等学校 部活動活動方針

1 方針策定の趣旨

- (1) 本校の部活動は、スポーツ、文化及び科学等に興味・関心のある同好の生徒が参加し、部顧問の指導の下、自律的な生徒の育成と本校の発展に大きく寄与してきた。
- (2) 生徒の自主的・自発的な参加により行われる部活動は、スポーツ、文化及び科学等に親しませるだけでなく、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教員等との好ましい人間関係の構築を図るとともに、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。
- (3) 生徒が生涯にわたって豊かな生活を実現する資質・能力を育む基盤として、部活動を持続可能なものとするためには、各自のニーズに応じた活動が行えるよう、部活動の活動方針を定める必要がある。

2 体制整備

- (1) 校長は、「県方針」に則り、毎年度、本校の「部活動活動方針」を策定する。
- (2) 部顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会・コンクール等の日程等）並びに活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会・コンクール等の参加日程等）を作成し、校長に提出する。
- (3) 校長は、「部活動活動方針」及び活動計画等を学校のホームページへの掲載等により公表する。
- (4) 校長は、部顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的・効果的な実施に鑑み、教員の他の校務分掌などを勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。
- (5) 校長は、活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教員の負担が過度とならないよう、適宜、指導・是正を行う。

3 効率的・効果的な活動の推進

- (1) 校長及び部顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- (2) 運動部顧問は、トレーニング効果を得るために休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が必ずしも体力・運動能力の向上につながらないこと等を理解するとともに、生徒の体力の向上や、生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、競技種目の特性等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。
- (3) 文化部顧問は、生徒が生涯を通じて文化・科学等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がそれぞれの目標を達成できるよう、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

4 休養日等の設定

- (1) 部活動における休養日及び活動時間については、生徒がバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準を設け、活動の目安とする。
 - ア 休養日は、年間で104日程度以上とし、本方針の趣旨と各部の実態をふまえて適切に設定する。
 - イ 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む。）は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (2) 定期考査前の1週間から定期考査終了までの期間は、原則として部活動を行わない。